

戸別訪問用と特定大規模用（説明会開催）に分かれていますので注意して下さい。
手続きフローや裏面内容が異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

（戸別訪問用）

皆さんへ

開発事業の構想に関する説明

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

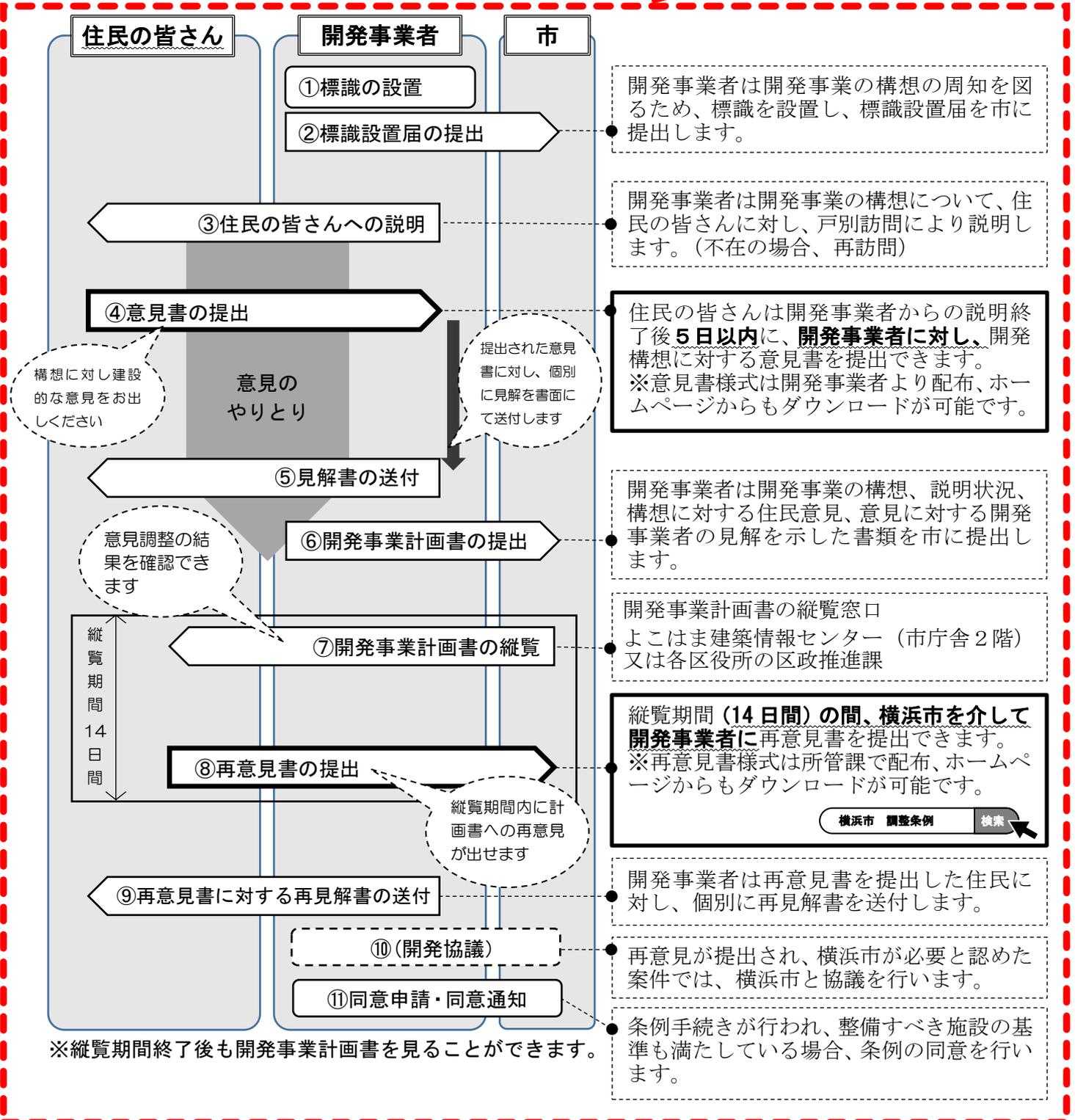
- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

、横浜市開発事業

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりの決定に意見を述べ、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。

本資料を配布する際には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関する丁寧にご説明をお願い致します。



条例上の説明範囲・説明方法について

| | |
|--------------------|---|
| 説明範囲 (近接住民の皆さん) | 開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者 |
| 説明方法 | ① 開発を行おうとしている事業者（代理人も可）による戸別訪問 ② 説明会 ※①もしくは②のどちらかによる説明となります。 |

戸別訪問日・意見書の提出期限

※計画内容については下記の訪問者(開発事業の構想)

戸別訪問日について

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 令和 年 月 日 時頃 明資料一式と意見書の様式を投函致しました ます。計画に対するご意見がある場合、意見 | 戸別訪問による説明方法では、対象者が不在 の場合には、説明資料を投函し、日を改めて 再度訪問してください。 初めて訪問したことをお知らせするために、 訪問日時を入れてください。 |
| <input type="checkbox"/> | 令和 年 月 日 時頃 したので、日を改めてご訪問致します。計画 記入ください。 | 2 回目の訪問時にも不在であった場合、訪問 したことをお知らせするために訪問日時を記 入してください。 2 回目訪問時は説明資料の投函は任意です。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和 2 年 4 月 15 日 10 時頃 したので、既に投函した資料をご確認頂くこ ろご意見がある場合、意見書の様式にご記入ください。 | 3 回目の訪問時にも不在であった場合、訪問 したことをお知らせするために訪問日時を記 入してください。なお、3 回の訪問をもつ て、説明に代えることができます。 (4 回以上の戸別訪問は任意ですので、適宜 説明を行ってください。) |

意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想
できます。(提出期限は戸別訪問
場合に訪問者側で記入します。)

意見書の提出期限を訪問者側で記入してください。訪問回数に
応じて、次のとおり配布してください。(提出期限の日数計算は
条例の手引 23 頁参照)
◆ 1 回目～2 回目に戸別訪問して説明→直接対象者に手渡し
◆ 3 回目訪問して不在だった場合 →投函

令和 2 年 4 月 20 日 (月) 消印有効

訪問者(開発事業の構想に関する説明者)

(氏名)

株式会社〇〇建設 横浜 太郎

訪問者の方の氏名を記
入してください。

(連絡先)

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

説明を受けた住民の方
の窓口になりますの
で、連絡の取りやすい
電話番号を記入してく
ださい。

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手

手続き中の窓口にチェック
を入れてください。

れば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

| | 担当課 | エリア別 | 電話番号 |
|-------------------------------------|-----------|--------------------|-------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 建築局 宅地審査課 | 北部 (緑・青葉・都筑) | 0 4 5 - 6 7 1 - 4 5 1 5 |
| <input type="checkbox"/> | 〃 | 西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉) | 0 4 5 - 6 7 1 - 4 5 1 6 |
| <input type="checkbox"/> | 〃 | 南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄) | 0 4 5 - 6 7 1 - 4 5 1 7 |
| <input type="checkbox"/> | 〃 | 東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北) | 0 4 5 - 6 7 1 - 4 5 1 8 |
| <input type="checkbox"/> | 建築局 調整区域課 | 調整区域全域 | 0 4 5 - 6 7 1 - 4 5 2 1 |
| <input type="checkbox"/> | 建築局 情報相談課 | | 0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 5 0 |